28 年度

芦屋市生活困窮者 自立支援制度に関する 事業実績報告書

芦屋市生活困窮者 自立支援制度に関する 事業実績報告書

目 次

Ι	自立相談支援事業等(必須事業)の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
1	相談実績	1
	(1) 総合相談窓口の相談分析	1
	(2) 自立相談支援事業の相談分析	2
2	2. 支援実績	7
	(1) 相談支援 ·····	7
	(2) 住居確保給付金 ·····	<u>ç</u>
	(3) 就労支援	<u>ç</u>
3	3 成果と課題	<u>ç</u>
	(1) 成果 ·····	ç
	(2) 課題	10
ΙΙ	就労準備支援事業(任意事業)の実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 11
1	支援実績······	11
2	2 社会資源の開拓(阪神南障がい者就業・生活支援センターとの連携による)	12
3	。 成果と課題····································	13
	(1) 成果	
	(2) 課題	
	個別事例とその地域課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
111	個別争例とての地域話題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 15
I۷	事業推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 19
-1	芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 ····································	1.0
'		
2	? 居場所づくりに関する専門部会	20
3	3 総合相談連絡会 ····································	21
4	事例検討会·····	21
5	5 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会	22
6	。 8 総合相談窓口の関係図 ····································	23

٧	芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 24
VI	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 25
=	1 広報啓発⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	25
	(1) 広報誌 ·····	
	(2) チラシ・リーフレット作成	
	(3) 説明会等	
2	2 近隣市との情報交換会等	25
3	3 職員研修⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	25
2	1 視察対応⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	26

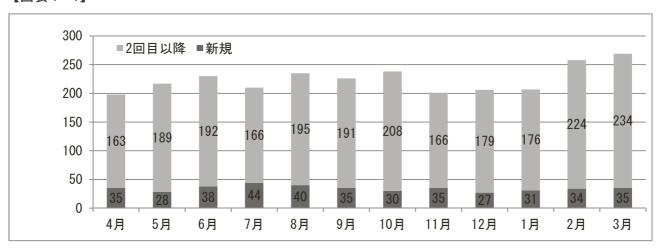
参考資料

I 自立相談支援事業等(必須事業)の実績

1 相談実績

- (1) 総合相談窓口の相談分析
 - 1 相談件数

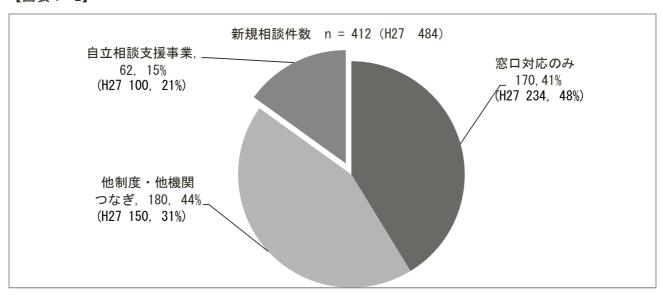
【図表 1-1】



相談件数の合計が 2,695 件で、昨年度(1,607 件)に比べ約 1.7 倍となりました。また、長期的な支援を必要とする相談内容が増えたため、「2 回目以降」の相談が増加しました。

② 新規相談におけるスクリーニング

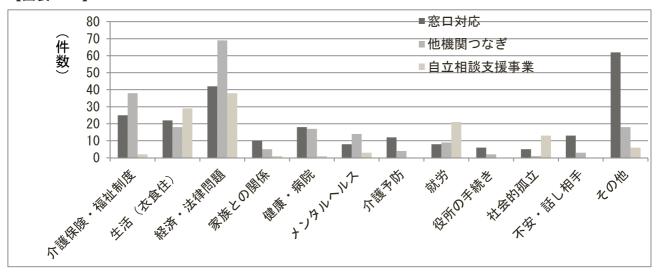
【図表 1-2】



総合相談連絡会での情報交換を重点的に取り組んだことから、他制度や他機関の役割の理解が進むとともに、スクリーニング機能が向上し、適切な制度、機関へつなぐことができたため、「他制度・他機関つなぎ」が大幅に増加しています。「窓口対応のみ」170件と「他制度・他機関つなぎ」180件のうち109件は、経済的な課題を持っているが、生活費等への支援よりも、債務整理等を希望され、「生活福祉資金貸付」、「フードバンクの利用」や「法テラスの利用」などにつないでいます。

③ 総合相談窓口における初回相談内容(重複あり)

【図表 1-3】



「経済・法律問題」や「介護保険・福祉制度」は、高齢者生活支援センターや弁護士相談へつな ぐことが多くあります。

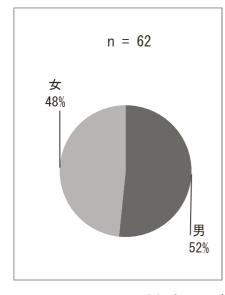
特に、自立相談支援事業では、「経済・法律問題」、「生活(衣食住)」、「就労」、「社会的 孤立」に関する相談が多くなっています。

(2) 自立相談支援事業の相談分析

① 性別

【図表 1-4】

【図表 1-5 主な困りごと種別】



困りごと 男女別	社会的 孤立	離職(無職)	家計	家族 関係	疾病	合計	H27
男性	11	12	9	0	0	32	50
女性	2	9	18	1	0	30	50
合計	13	21	27	1	0	62	100

【図表 1-	-6 年·	代別】							
年代	10	20	30	40	50	60~	65 歳	合	H27
男女別	代	代	代	代	代	64 歳	以上	計	1127
男性	0	8	6	6	9	2	1	32	50
女性	0	2	3	14	4	1	6	30	50
合計	0	10	9	20	13	3	7	62	100

男女比は、前年度とほぼ同様でした。

男性は「離職 (無職)」、「社会的孤立」、女性は「家計」に関する困りごとの相談が多くありました。

② 年代別

【図表 1-7】

【図表 1-8 各地区の状況】

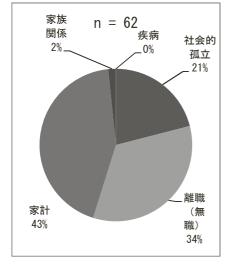
60~ 64歳 5% 50代 21%	n = 62 65歳~ 11% 20代 16% 30代 15%
	40 1 \t\t\t32\%

地区別年代別	精道	潮見	東山手	西山 手	不明	合計	H27
10代	0	0	0	0	0	0	1
20代	2	3	5	0	0	10	5
30代	2	2	2	3	0	9	18
40 代	6	7	4	3	0	20	37
50代	4	4	3	2	0	13	19
60~64 歳	1	2	0	0	0	3	6
65 歳以上	3	2	1	1	0	7	14
合計	18	20	15	9	0	62	100

前年度と同様に、40代の相談が多くなっています。また、20代の相談は増加しています。特に 東山手地区では、20代の相談が多くなっています。

③ 主な困りごと種別

【図表 1-9】 【図表 1-10 年代別の状況】



年代 困りごと	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60~ 64 歳	65 歳以 上	合計	H27
社会的孤立	0	5	2	5	1	0	0	13	29
離職(無職)	0	4	3	8	3	2	1	21	30
家計	0	0	4	7	9	1	6	27	37
家族関係	0	1	0	0	0	0	0	1	3
疾病	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	0	10	9	20	13	3	7	62	100

前年度と同様に、「家計」に関する相談が多くなっています。相談内容は、借金の支払いや、 公共料金の滞納などがありました。

また、高齢者は、特に「家計」に関する相談が多く、背景に子どもの社会的孤立など、他の困 りごとが見えてくることがありました。

④ 地区別

【図表 1-11】

【図表 1-12 主な困りごと種別】

西山 手 15%	n = 62	精道 29%
東山 手 24%		潮見 32%

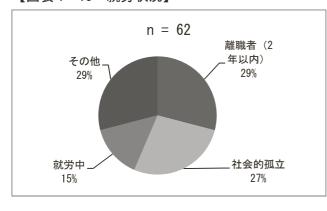
困りごと 地区	社会的 孤立	離職(無職)	家計	家族 関係	疾病	合計	H27
精道	5	4	9	0	0	18	42
潮見	2	11	7	0	0	20	32
東山手	6	3	5	1	0	15	17
西山手	0	3	6	0	0	9	17
不明	0	0	0	0	0	0	8
合計	13	21	27	1	0	62	100

前年度に比べ、「総合相談窓口」のある精道地区の相談が減少しています。

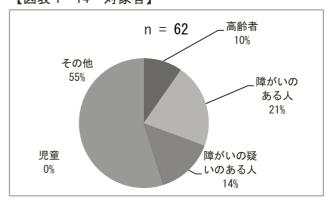
「社会的孤立」の相談は、精道・東山手地区で多く、「離職 (無職)」の相談は潮見地区で多くなっています。

⑤ 就労状況・対象者

【図表 1-13 就労状況】



【図表 1-14 対象者】



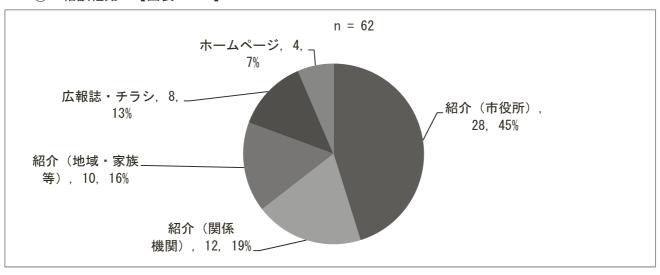
【図表 1-15 就労状況・対象者】

対象者区分就労状況	高齢者	障がいの ある人	障がいの疑 いのある人	児童	その他	合計	H27
離職者(2年以内)	1	5	1	0	11	18	33
社会的孤立(2年以上)	1	4	4	0	8	17	30
就労中	0	2	4	0	3	9	20
その他	4	2	0	0	12	18	17
合計	6	13	9	0	34	62	100

「社会的孤立(2年以上)」の約半数は、「障がいのある人」と「障がいの疑いのある人」となっています。

一方, 就労状況の「その他」は、被扶養者が多く、生計中心者の収入だけでは生活の維持が困難であり、世帯収入を増やすための就労に関する相談が多くありました。

⑥ 相談経路 【図表 1-16】



【図表 1-17 相談経路内訳】

(A) 市役所からの 紹介	件数	(B)関係機関からの紹介	件数	(C)地域・家族からの紹介	件数
福祉部生活援護課	10	高齢者生活支援センター	3	家族・知人	7
市民生活部保険課	5	障がい者就業・生活支援 センター	2	民生委員・児童委員	2
企画部お困りです課	4	障がい者相談支援事業	2	福祉推進委員	1
総務部債権管理課	4	権利擁護支援センター	1	(C) 合計	10
福祉部地域福祉課	2	障がい者福祉施設	1	H27	12
こども・健康部	2	ハローワーク	1	(D)自分から (広報誌等)	件数
子育て推進課		社会福祉協議会	1	広報誌・チラシを見て	8
総務部課税課	1	UR都市機構	1	ホームページを見て	4
(A) 合計	28	(B) 合計	12	(D) 合計	12
H27	37	H27	16	H27	35

【図表 1-18 主な困りごと種別の相談経路】

困りごと	社会 孤			職 職)	家	計	家関	-	疾	病	合	計	H2	27
相談経路	全 数	内 滞納 • 負債 有	全 数	内 滞納 ・ 負債 有	全 数	内 滞納 ・ 負債 有	全 数	内 滞納 ・ 負債 有	全 数	内 滞納 ・ 負債 有	全数	内 滞納 ・ 負債 有	全数	内 滞納 • 負債 有
(A)市役所 からの紹介	4	1	9	6	14	7	1	0	0	0	28	14	37	22
(B)関係機関 からの紹介	3	0	3	1	6	5	0	0	0	0	12	6	16	9
(C)地域·家族 からの紹介	4	1	3	2	3	2	0	0	0	0	10	5	12	5
(D)自分から (広報誌等)	2	0	6	2	4	0	0	0	0	0	12	2	35	10
合計	13	2	21	11	27	14	1	0	0	0	62	27	100	46

「市役所からの紹介」は、福祉部の働きかけにより市役所内の連携が深まり、企画部お困りで す課や市民生活部保険課、総務部債権管理課などからの紹介がありました。

関係機関では、相談支援に携わる新任・異動職員向けの「制度勉強会」を実施したことにより、 自立相談支援事業の紹介につながりました。

困りごと種別が「離職(無職)」,「家計」の相談はそれぞれ半数以上が「滞納・負債」があります。

「滞納・負債」のある人からの相談は市役所・関係機関等、第三者からの紹介が多くなっています。

2 支援実績

(1) 相談支援

① 相談支援の状況

【図表 2-1 平成 28 年度】

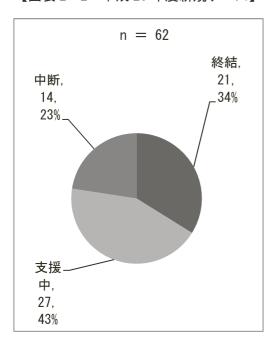
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合	H27
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	ΠΖΙ
É	1立相談件数	1	3	3	10	9	6	6	1	6	7	6	4	62	100
7	プラン作成件数(新規)	3	2	1	2	1	6	4	3	1	3	8	6	40	15
7	プラン作成件数(延長)	1	1	0	3	2	0	2	1	4	3	0	6	23	5
	住居確保給付金(新規)	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	0	6	3
	就労準備支援事業(新規)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	自立相談支援事業による就労 支援	3	1	0	1	1	3	6	2	2	5	6	8	38	8
	生活福祉資金等による貸付	1	0	0	1	1	0	4	1	0	0	0	0	8	5
	生活保護受給者等就労自立促 進事業	2	0	0	1	1	1	3	0	0	1	0	3	12	2
京	光	2	1	2	0	0	0	3	2	3	4	1	6	24	17
埠	曽収者数(就労者数除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	2

前年度に比べ、「プラン作成件数」が増加しており、「住居確保給付金」、「生活保護受給者 等就労自立促進事業」の利用も増加しています。

また、自立相談支援事業の支援内容に一般就労を盛り込んだケースは、全体の約60%となって います。

② スクリーニング状況

【図表 2-2 平成 28 年度新規ケース】 【図表 2-3 主な困りごと種別】



スクリーニ	困りごと	社会的孤立	離職(無職)	家計	家族関係	疾病	合計
	27 年度	6	5	7	0	1	19
終結	28 年度	2	9	10	0	0	21
	合計	8	14	17	0	1	40
-	27 年度	6	1	4	0	0	11
支援中	28 年度	8	8	10	1	0	27
H-	合計	14	9	14	1	0	38
	27 年度	8	6	15	1	0	30
中断	28 年度	3	4	7	0	0	14
	合計	11	10	22	1	0	44

「家計」,「離職(無職)」に関する困りごとは,「終結」に占める割合が高くなっています。また,「支援中」のケースの困りごとでは,「社会的孤立」の占める割合が多くなっていますが,前年度からの継続ケースが約半数となっており,支援が長期化する傾向にあります。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法主な困りごと	就労	家計改善善	他機関 つなぎ	その他	合計	H27
社会的孤立	4	0	2	2	8	8
離職(無職)	11	0	1	2	14	17
家計	4	7	5	1	17	13
家族関係	0	0	0	0	0	2
疾病	0	0	1	0	1	0
合計	19	7	9	5	40	40

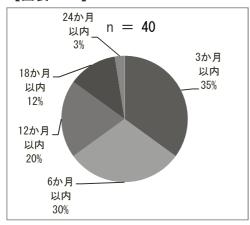
「社会的孤立」,「離職(無職)」に関する困りごとの多くは,「就労」の支援によって終結しています。

「家計」に関する困りごとに対しては、債務整理や家賃の安い物件への転居など、「家計改善」の支援によって終結しています。また、金銭管理が必要な場合は、「福祉サービス利用援助事業」の利用などの「他機関へのつなぎ」によって終結に至るケースも多くあります。

「離職 (無職)」に関する困りごとに対しては、「就労」の支援が多くなっていますが、「家計」の困りごとを抱えていることも多いため、「家計改善」の支援も必要となることがあります。

③ 終結までの支援期間

【図表 2-5】



【図表 2-6 主な解決法の種別】

	四载 2 0 工场所从从外径所入										
解決法期間	就労	家計改善	他機関	その 他	合計	H27					
3か月以内	5	4	3	2	14	33					
6 か月以内	7	1	3	1	12	6					
12か月以内	6	1	1	0	8	1					
18 か月以内	0	0	2	2	5						
24か月以内	1	1	0	0	2						
合計	19	7	9	5	40	40					

終結までの期間は、3か月以内が最も多くなっています。

支援期間が6か月以上の場合は、複数の困りごとを抱えていることが多い傾向にあります。

「家計改善」では、「家計の見える化」や「家計のやりくり支援」などで、一時的に困りごと が減少することで、連絡が途絶えることが多く、困りごとの再燃から支援が再開し、債務整理等 を行い解決に向かう場合もあります。

④ 生活保護窓口(福祉部生活援護課)との連携

継続的支援を行い、生活保護を受給した件数は4件ですが、生活保護受給後も必要に応じて支援することで、うち2件は、「財産処分」や「就労」などの支援を行うことにより生活保護の受給が終了しています。

(2) 住居確保給付金

家賃の支払いに関する相談は 26 件、そのうち本事業の利用実績は 6 件あり、うち 4 件が 3 か月 以内に常用就職につながりました。

(3) 就労支援

就労者数は24人(前年度13人)であり、転職支援により1人が増収となりました。なお、就労・増収に該当する25人が、平成29年3月末に得た収入額は約1,430万円になっています。

なお、一般就労した 24 人が仮に生活保護制度の適用を受けていれば、約 6,860 万円の給付額となります。

就労支援においては、ハローワークの「生活保護受給者等就労促進事業」や兵庫県の「ひょうご若者就労支援プログラム」の活用により、就労者数の増加につながりました。

3 成果と課題

(1) 成果

① 周知・啓発について

市内医療機関(103 か所)にチラシ、周知グッズを配布し、周知に努めました。

新任・異動職員, 市職員向けに本制度を紹介する説明会を行ったことにより, 自立相談支援事業の周知と連携の強化が進んでいます。

障がい者相談支援事業と意見交換を実施し、機能・役割を共有したことにより、協働して支援できるケースが増えています。

総合相談連絡会において、事例を通して自立相談支援事業の紹介を行うことで、自立相談支援 事業の役割の周知ができています。

② 家計相談について

キャッシュフロー表などを用い、「家計の見える化」ができる支援を行うことで、滞納・負債の 返納の見通しを立てられるケースが増えました。

滞納していた保険料の分納手続きや携帯電話の料金プランの見直し、法テラスでの債務整理相談などの手続きに同行することで、滞納・負債の解消への目途が立つケースがあります。

③ 社会的孤立の状態にある人への支援について

打出商店街にある地域交流拠点「打出いこいの場 まごのて」で、20代~30代の若者5人が、月2回の運営ボランティア活動を開始したことにより、「居場所」ができ、その中から2人が就労につながっています。

④ プランについて

アセスメント機能の向上と、相談者がプラン作成の目的を理解できる説明を工夫することにより、新規プラン、延長プラン数ともに増加しています。

(2) 課題

① 周知・啓発について (潜在的な相談者をどうつなぐか)

チラシや、周知グッズの配布により相談窓口の周知に努めていますが、潜在化しやすい対象者 の掘り起こしのために、より一層、周知方法を工夫することが課題と考えられます。

市役所に比べ、関係機関からの相談が少ないため、本制度の周知・啓発について計画的、継続的に進めていく必要があると考えられます。

6人に1人の子どもが貧困状態であると言われていますが、子どもの貧困に関する相談がきわめて少ないことから、潜在的なニーズが相談として顕在化するような働きかけが必要であると考えられます。そのため、子どもに関わる関係機関に対して、生活困窮者自立支援制度及び自立相談支援事業の役割を周知する必要があります。

総合相談連絡会の各機関からの出席者が固定されていないため、継続的な議論が難しく、個別 事例の課題を地域の課題として、共有し検討するに至っていない現状があります。

② 家計相談について(関係性の構築が難しい人への支援)

多重債務のため、債務整理を進めることが明らかに家計の立て直しとなるにも関わらず、債務整理をすると、持ち家を手放す、クレジットカードが持てなくなることを理由に債務整理を望まない場合があります。

相談者に「切迫感」が無い場合、金銭感覚や生活レベルを、変えることが難しく、生活費を抑制することができず、家計改善のための支援が難しくなります。

貸付を目的とした相談の場合,貸付の対象外となると支援を拒否するか,支援が中断してしまいます。また,貸付を受けられた場合にも,貸付という目的が達成されたことで,継続した支援を拒否されることがあります。そのため,貸付の前に継続的な支援の承諾を取る必要があります。

③ 地域での居場所・役割について

社会的孤立の状態にある人への支援において、地域での居場所として、現在活用できているのは「打出いこいの場 まごのて」のみとなっています。そのため、地域行事等へ参加並びに平成29年4月に開始した「芦屋市ひとり一役活動推進事業」を活用するなど、相談者が活躍できる仕組みづくりを行う必要があります。

II 就労準備支援事業 (任意事業) の実績報告

<事業の概要>

生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な相談者に、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施します。

1 支援実績

<支援プラン作成件数と内容>

就労準備支援プログラム(計画書・評価書)は対象者2人にそれぞれ2件ずつ、計4件作成しました。 計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行いました。

昨年度からの就労準備支援事業未利用者に継続して支援をすることで、正式に就労準備支援事業を利用することとなりました。それぞれの状態が異なるため、集団での対応が難しく、個別のアプローチが必要であることが昨年度からの課題であったことから、時間をかけ、個々に合わせた丁寧な支援に取り組みました。

【図表1 支援状況】

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話	自宅訪問	他機関同行等	その他			
	8か月間	8か月間 61 55 0 6 40							
A(20代 男性)	・3 人世帯 ・経路: 自ら総合相談窓口へ相談								
(H27-L)	• 専門学校卒	・専門学校卒業後就職するが、3か月で退職し、続いてアルバイトに就く。その後、3							
(1127 L)	年で退職し	年で退職し、後に1年余り無職							
・主訴:働く自信が無く、どうしていったら良いかもわからない。									

[支援経過] 就寝が遅く生活リズムが乱れがちで、自身のスケジュール管理ができない状態だった。体調不良が続き、通院同行を重ねた。並行して、本人の希望により精神障害者保健福祉手帳の申請も行った。約半年後、面談の約束が守れるようになった頃、県の就労支援プログラムを利用することで就職が決まった。

	10 か月間	25	40	0	7	35	
B(40代 男性)	・2 人世帯 ・	・2 人世帯 ・経路:関係機関(母親の担当ケアマネジャー)からの紹介					
(H27-D)	・就労経験は	・就労経験はあるが、慢性疾患発症のため退職後、約4年間無職					
	主訴:働い	・主訴:働いて経済的に自立したいが、体力的に働く自信がない。					

[支援経過]無職の期間が長いため、規則正しい生活を送ることを最初の目標にした。しかし、生活リズムが整う頃になると、定期的な入院(3か月毎)が必要となり、目標を達成することが難しい状態となった。本人はせめて医療費分だけでも収入を得たいと希望したため、就労の方法を探しながら、定期的な面談を重ねた。心療内科通院が続いたため、精神障害者保健福祉手帳による福祉サービスを紹介し、就労継続支援A型事業所を利用することになった。

【図表 2 就労準備支援事業終結後 継続支援状況】

平成 27・28 年度就労準備支援事業利用終結後の状況

(年齢 性別)	来所面談	電話	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考	
C(50代 男性)	2	2	1	0	0	他市へ転居	(H27-A)
D(40代 男性)	5	0	0	0	3	就労継続支援	(H27-B)
E(30代 女性)	0	0	0	0	6	就労継続支援	(H27-C)
A(20代 男性)	10	13	0	0	13	就労継続支援	(H27-L)

【図表3 就労準備支援事業未利用者 支援状況】

就労準備支援事業利用には至らないが支援を希望している対象者の支援状況

(年齢 性別)	来所面談	電話	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考	
F(60代 男性)	1	3	1	0	4	転職後退職 老齡年金受給中	(H27-F)
G(40代 男性)	11	15	0	2	24	A型事業所利用→継続支援	(H27-H)
H(40代 男性)	11	21	0	4	21	A型事業所継続支援	(H27-I)
I (30 代 男性)	1	0	0	0	0	自立相談支援継続	(H27-K)
J (40 代 男性)	9	2	0	0	0	家族への対応	
0 (40 1 (男性)	9	2	U	U	O	(ひきこもり状態)	

2 社会資源の開拓 (阪神南障がい者就業・生活支援センターとの連携による)

【図表 4 ボランティア・見学・実習 可能事業所】

事業所名	所在地	内容
株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本・CD・DVDのピッキング等
山澤工房	西宮市	スーツケースの解体
あしや温泉	芦屋市	館内清掃
社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ・水やり 野菜作り
就労支援カフェCACHE-CACHE(カシュカシュ)	芦屋市	喫茶作業(平成28年度より)
就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
婦木農園	丹波市	農業体験・酪農体験(合宿も可)

3 成果と課題

(1) 成果

① 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について 対象者 2 人それぞれのスキルに応じたパソコン講習を実施しました。

さらに、阪神南障がい者就業・生活支援センターとの共催によるグループセッションの活用を図り、就労準備支援事業利用者 1 人が参加しました。その集団の中で他者との関わり方や就労マナー等を学び、就職に結びつきました。

【図表5 パソコン講習会(全10回)】

	項目	内容
1	機器使用方法	機器の立ち上げ、利用方法等初級コースから指導
2	ソフト基礎学習	Word の文書作成・表作成, Excel の表作成・数式の理解, PowerPoint
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	利用のプレゼン等社会で最も必要なソフトの基礎学習
3	求人の検索	デスクワーク業務について、インターネットによる仕事探し等対象
S	職業の選択	者の希望と能力に近い就労対策

【図表 6 グループセッション スケジュール(前期・後期それぞれ全 11 回)】

回数	テーマ	詳細
1	働く意義	仕事とは・働くイメージ
2, 3	自己理解	障がいについて 得意不得意 自分の強み
2, 3	日日年胜	自己分析と他己分析
4	職業選択	職業選択 自分らしい進路
5	仕事に向き合う姿勢・心構え	就職者の体験から学ぶ 大切な姿勢とは
6	ビジネスマナー	あいさつ 言葉遣い 身だしなみ 立ち居振る舞い
		報告・連絡・相談 組織の仕組み
7, 8	職場対人スキル	コミュニケーションの取り方 伝え方
		人との距離感 職場での雑談
9, 10, 11	問題解決スキル	問題解決の方法 その場に応じた対応の仕方

② 社会的孤立の状態にある人への支援について

社会とのつながりを築きにくい状態にありながらも、就労を希望する人に対して、生活リズムを整えることから丁寧に取り組みました。平成27年度からの就労準備支援事業未利用者に継続して支援することで、今年度の就労準備支援事業利用に結びつきました。自立相談支援事業の面談に同席してから就労準備支援事業利用までに、1年以上かかったケースもありました。

③ 就労準備支援事業の利用終了後の支援について

就労後すぐに支援を終結するのではなく、定着支援等の伴走型のフォローアップを続けています。制度上では最長1年という支援期間ですが、期間を超えて定着支援を行うことによって職業生活の安定につながりました。就労準備支援事業未利用のケースも対応し、自立相談支援事業担当者と協力して、就労への準備とフォローアップも継続して行っています。

④ 連携・周知について

生きがいしごとサポートセンター阪神南・神戸東よりボランティアや就労先の情報が得られました。また、ハローワークの専門援助部門で相談できたことが就労継続支援A型事業所利用につながりました。県の就労支援プログラムを活用し、正社員として採用となったケースもありました。

(2) 課題

① 社会的孤立等の状態にある人への支援について

生活リズムが乱れている人や就労経験が少ない人は、自立までの各ステップアップにかなりの 時間を要しました。

また、家族と同居することで経済的に切実に困っていると感じにくい状態の人や、ひきこもり 状態の人のアプローチ方法について、より丁寧な支援が必要です。

② 潜在的な利用者について

就労準備支援事業の対象者の把握が十分にできなかったため、総合相談窓口以外の他機関との連携を強化する必要性や自立相談支援事業の就労支援及び阪神南障がい者就業・生活支援センターの就労相談に積極的に関わる必要性があります。

また、制度や支援内容を知らない人のために、支援メニューの作成と活用等、制度の周知・啓発をより一層図ることが必要です。

III 個別事例とその地域課題

(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

事例1『うつ病で失業中の方への各種手続きと就労支援』

●事例の概要

40 代単身男性 A さん 正社員で働いていたが、うつ病で退職後、認知症の母の金銭管理をしているが、介護サービス利用料の滞納がある。母が施設入所となった時に、今後の生活について心配した高齢者生活支援センターから「総合相談窓口」に紹介があった。

●インテーク・アセスメント時の本人の課題

- ・所持金が減ってきており、ガス、水道が止まっている
- ・通院ができておらず、うつ症状が悪化している
- ・家賃の滞納があり、家主から催促されている
- ・退職金や傷病手当の申請ができていない

●支援の方向性

- ・生活保護を申請するとともに、ライフラインの確保を行い、経済面を安定させる
- 通院を再開する
- ・ 退職金 傷病手当の申請を行う

・返職金、陽柄于自の申請を行う	
●支援経過	●支援プラン
H28.3 母についての相談で高齢者生活支援センターに来所し	①安否確認
た後に紹介され、本人が総合相談窓口に来所	
・現在の生活について聞き取りを行う。うつ症状があまり良	
くなく、眠れていない。今後について一緒に考えないかと	
提案するが「また今度でいいですか」と言われる。	
・その後、1か月以上連絡が取れず。訪問しても反応が無い。	
その間, 関係機関や民生委員・児童委員により, 電気メー	
ターや夜間の照明などで、安否確認を行う。	

H28. 5	母の入院をきっかけに、	本人と連絡が取れ、	総合相談
につな	がる。		

- ・所持金が減ってきて家賃滞納、ガス、水道が停止状態となる。精神科通院や退職金、傷病手当の申請ができていないことから、生活保護の申請を含めた当面の生活の立て直しを図るプランを作成
- ・精神科通院に同行し、自立支援医療と傷病手当のための診断書を取得し、必要な書類を準備
- ・生活保護申請、自立支援医療の申請に同行
- ・退職金、傷病手当の申請について書類作成等の支援を実施

H28.7 退職金, 傷病手当支給が始まる。生活保護の受給終了

- ・生活保護費の中から滞納となっていた家賃,ガス,水道, クレジットローン代金を順番に支払う支援を実施
- ・母の成年後見制度審判申し立て支援を実施

H28.11 体調面が安定し、就労支援へ

- ・経済的に落ち着き、食事も十分にとれるようになり、体調 面が安定
- ・本人の就労意欲も出てきたことから,就職を意識したプランを作成
- ・リハビリを兼ねて短期で始めた仕事が継続雇用となる。

H29.3 就労定着により終結

・仕事にも慣れ、定着の見通しが立つ。また、精神状態も安定してきたため、本人と話し合い終結に至る。

①生活保護の申請(傷病手当の支給ま での期間)

- ②ガス,水道の復旧
- ③精神科通院
- 4)自立支援医療の申請
- ⑤退職金, 傷病手当の申請

①家計相談

- ②保険加入手続きや, 減免手続
- ③ (母の)成年後見制度審判申し立て 支援

①精神科通院の継続

②ハローワークでの職業訓練の検討

終結→フォローアップ

(定期的な見守り支援)

●支援の効果

- ・各種手続きに同行することで、手続きを完了することができた。
- ・生活が安定した後も、継続して関わることにより、本人の就労意欲が出てきた結果、就労することができた。

●支援を通じた地域課題等

・精神的に不安定な時には、支援を拒否する場合があり、安否確認もできない状況になる。地域の見守りにより、安否確認ができるよう、民生委員・児童委員等の地域支援者との連携が必要である。

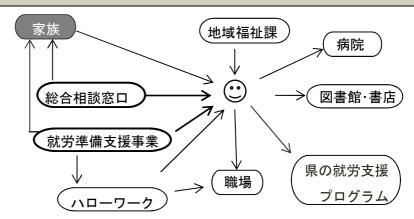
●事例の概要

●ジェノグラム

20 代男性Bさん 家族と同居 専門学校卒業後就職するが、3 か月で退職し、アルバイトに就くが3年で退職後、1 年余り無職

働かないといけないことはわかっているが、働く自信もないし、どうしていったら良いかもわからない。 散歩中に目にした総合相談窓口へ相談に訪れる。

●エコマップ



※「塗りつぶし」…支援前の社会資源。

●インテーク・アセスメント時の本人の課題

- ・コミュニケーションを図り関係性を構築することが苦手
- 社会経験が乏しい
- 社会的孤立の状態
- ・自信のなさ、自己肯定力の低さにより、再び就職できるのか不安が大きい

●支援の方向性

- ・面談でコミュニケーションの練習を重ね、自信を持ってもらい、通院も含め本人がやりたいこと・やってみたいことが見つかった時に自ら踏み出せるようにする
- 精神科通院を再開する
- ・精神障害者保健福祉手帳の取得も視野に入れて, 就労支援を行う

●支援経過	●支援プラン
H28.3 本人が総合相談窓口に相談	①精神科通院の再開
・現在の困りごとについて聞き取りを行う。「自分の考えがわか	②生活リズムを整える
らない。」「自分に自信が持てない。」	
・「働かないといけない。」ので、就労準備支援事業の利用を希	
望。就労準備支援員も面談に加わる。	
H28.4 就労準備支援事業利用	①精神科通院の再開
・生活リズムを整えるために、毎日静かな場所(周りの音が気に	②生活リズムを整える
なるので、図書館や書店等)に通う。	③グループセッションの参加
・就労に関するグループセッションのオリエンテーション参加を	
促す。	

H28.5 通院の再開	①精神科通院の再開
・相談支援員が精神科通院に同行し、再開。	②生活リズムを整える
・就職活動に向けて履歴書と職務経歴書の作成に取り掛かる。	③まごのての参加
・「まごのて」に参加し、同年代の参加者との関係を築く。	④グループセッションの参加
・グループセッションの参加を促す。	
H28.6 就職活動準備支援	①生活リズムを整える
・生きがいしごとサポートセンター神戸東へ同行し、ボランティ	②ハローワーク同行
アの紹介を受ける。	③内科通院同行
・ハローワークでの登録に同行し、求人の検索を行う。	④グループセッションの参加
・内科受診に同行	
・グループセッションの参加を促す。	
H28.9 就職活動支援	①生活リズムを整える
・アルバイトへの応募。結果は不採用であったが、応募したこと	②パソコンの練習
に手ごたえを感じている様子がうかがえた。	
・面談時にパソコンの練習を行う。	
H28.10 就職活動支援	①生活リズムを整える
・県の就労支援プログラムを活用することが決定し、就職への意	②パソコンの練習
気込みを支援者に打ち明ける。	③精神科通院同行
・精神科通院に同行(手帳申請の確認)	
H28.12 就職決定により,終結	終結→フォローアップ
・県の就労支援プログラムにより、ハローワークの求人に応募し、	(就労継続支援とともに
正社員採用が決定。	定期的な見守り支援)
・働いて収入を得ることで「夢の実現 (バイクの購入) が近づく。」	
と前向きに生活できている様子を話す。	
●支援の効果	

●支援の効果

- ・ひきこもりがちで社会的孤立状態であった人が、就労によって自信を回復した。
- ・正社員の採用で収入を得られるようになって、自己肯定感が向上した。

●支援を通じた地域課題等

- ・家族と同居することで、稼働年齢層の生活困窮が潜在化している。
- ・同年代の若者が集う場が少なく、限られたコミュニティになってしまいがちであり、自身の悩みや課題を共有できる場が必要である。

IV 事業推進体制

1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

参考資料 1「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、 支援に必要なネットワークを構築するため。

<設置日>

平成 28 年 1 月 18 日

<構成員>

参考資料 2「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照

<開催日>

第1回

平成 28 年 9 月 12 日 (月) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分

第2回

平成 29 年 2 月 27 日 (月) 午後 2 時 00 分~4 時 00 分

<協議内容及び協議結果>

第1回

- ① 平成27年度生活困窮者自立支援制度の実績について
- ② 平成28年度生活困窮者自立支援制度の取組について
- ③ その他

<協議結果>

居場所の活用のため、支援の入り口と出口としての社会福祉協議会の役割を整理し、居場所の活用を進めるとともに、社会的孤立という点で「居場所づくりに関する専門部会」での取組と連携が必要であると助言を受けました。

また、就労に関連する関係機関で行う会議を開催し、社会資源の開拓など就労に向けた準備の受け 皿となる仕掛けを作るために、見える形で経過記録の作成について提案を受けました。

総合相談連絡会では、生活困窮者支援の質を高める目的であると意識することで従来の仕組みを強化していかなければならないと助言を受けました。

これらの議論を踏まえ、本市において本制度をより推進する体制づくりを継続して行っていくため、 事業実績報告書の作成を行うこととなりました。

第2回

- ① 生活困窮者自立支援制度に関する事業実勢報告書の作成について
- ② 平成28年度生活困窮者自立支援制度の取組状況について
 - 自立相談支援事業
 - 就労準備支援事業
 - ・居場所づくりに関する専門部会
- ③ その他

<協議結果>

昨年度の関わったケースの傾向から、市役所から紹介されるケースに「滞納」や「負債」のある方が多いことや、社会的孤立の状態にある人は支援が長期化する傾向があることがわかりました。総務 部債権管理課をはじめとする関係課と連携し、対象者の生活の背景に着目した支援を行っていくとと もに、社会的孤立の方が社会とつながることのできる居場所の重要性を認識しました。

2 居場所づくりに関する専門部会

<設置経緯>

生活困窮者自立支援協議会での協議を踏まえ、本市の実情に応じた居場所の在り方や活用について協議をする場として、「生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱第7条」に基づき設置。

<構成員>

参考資料3「生活困窮者自立支援推進協議会 居場所づくりに関する専門部会員名簿」参照。

<開催日>

第1回

平成 28 年 7 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分

第2回

平成 28 年 12 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分

<協議内容>

第1回

- ① 平成27年度第1回専門部会の振り返り
- ② 生活困窮者支援における居場所の活用について
- ③ その他

<協議結果>

昨年度の専門部会の取組において、居場所に関連する事業等を共有したことで、「地域交流スペース「打出いこいの場 まごのて」にて、生活困窮者が担い手として新たに活動に参加する等、活動が 広がっていることをメンバー間で共有しました。その後、他の居場所に関連する事業等についても、 利用対象者を拡大する等して、生活困窮者支援に活用することができないか検討し、居場所に関連する事業等のリスト(参考資料 5)に「生活困窮者の利用について」を加えました。

第2回

- ① 平成 28 年度第1回芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会での協議内容について
- ② 居場所に関連する事業等のリストの活用方法について
- ③ その他

<協議結果>

居場所に関連する事業等のリストの活用方法について検討をしたところ、次の2つが課題であると 整理されました。

- ①居場所の情報の集約
- ②居場所の周知

これまで、居場所は全世代を対象にするという視点で議論を進めてきましたが、専門部会での議論のみでは各分野別の情報にとどまるため、2つの課題への対応にあたっては、平成29年度に行政改革において「全世代交流に向けたプロジェクト・チーム」が設置される予定であることから、その場で議論を継続することとしました。

3 総合相談連絡会

<目 的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

また、平成27年度からは、自立相談支援事業を広く知ってもらうため、継続ケースの経過報告も行っています。

く実施状況>

開催日:毎月第2金曜日 午後4時~5時

参加機関:12機関(福祉センター、保健センター、家庭児童相談室、特別支援教育センター、地域 福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、 就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉 協議会、若者相談センター)

<平成28年度の成果と課題>

成果

- ・事例を通して自立相談支援事業の紹介を行うことで自立相談支援事業の役割の周知を行うことができました。
- ・関係機関の情報交換を重点的に取り組んだことから他の制度や他機関の役割がわかったことでスクリーニング機能が向上し、適切な制度、機関へつなぐことができました。

課題

・各機関の出席者が固定していないため、個別事例の課題を地域の課題として、共有し検討するに 至っていません。

4 事例検討会

<目 的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いため、 学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置する。

く実施状況>

開催日:奇数月(平成27年11月~)

参加者: 阪田 憲二郎先生(神戸学院大学 准教授)・総合相談窓口・社会福祉協議会・地域福祉 課・就労準備支援事業・事例に携わる関係機関

<平成28年度の成果>

成 果

障がいの見立てや障がい特性に伴う対応などのアドバイスをもとに、それぞれの機関の役割の整

理ができ、支援が進みました。

課題

・対象事例が障がい相談支援事業所が関わっていない障がいのある人や障がいの疑いのある人の場合,支援の方向性を定めることが難しい場合があります。今後,関係機関につなぐことも考慮し,支援を行っている関係機関以外にも関連する事業者へのアプローチが必要です。

5 阪神7市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・篠山市(以下「阪神地区等」という。)における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図ること

<開催日>

第1回担当者会

平成 28 年 6 月 28 日 (火) 午後 3 時 30 分~5 時 30 分

第2回担当者会

平成 28 年 9 月 21 日 (水) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分

第3回研修

平成 28 年 11 月 28 日 (月) 午後 1 時 30 分~3 時 30 分

<協議内容>

第1回

- ① 自己紹介
- ② 生活困窮者支援制度の各市の取組状況等について
- ③ その他

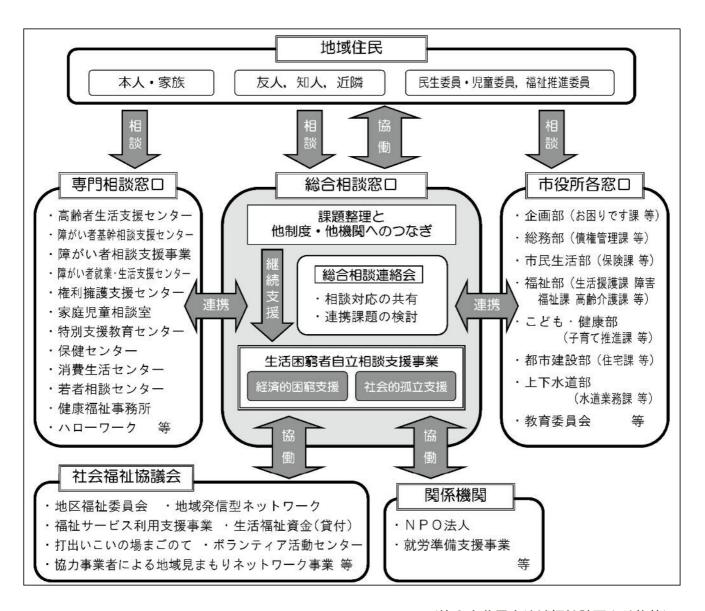
第2回

- ① 講話 「生活困窮者自立支援制度における学習支援について」 関西学院大学 人間福祉学部人間福祉研究科 教授 山本 隆 氏
- ② グループ討議
- ③ その他

第3回

- ① 講話 「生活困窮者自立支援制度の意義について」 神戸学院大学総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科 教授 藤井 博志 氏
- ② 事例検討 事例報告 芦屋市社会福祉協議会主任相談支援員 三芳 学 氏
- ③ その他

6 総合相談窓口の関係図



(第3次芦屋市地域福祉計画より抜粋)

V 芦屋市における生活困窮者自立支援の特徴と課題

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会長 平野 隆之

依頼中

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌

平成28年7月 「福祉センターだより」(市内全域全戸配布)

平成29年3月 「地区福祉だより ひまわり」(打出浜地区全戸配布)

(2) チラシ・リーフレット作成

平成 28 年 7 月 芦屋市医師会所属医療機関 (103 か所) への周知グッズ (絆創膏) やポスター の配布及び周知依頼

(3) 説明会等

平成28年4月 福祉部新任職員向け研修

平成 28 年 5 月 岩園地区福祉委員会

平成28年6月 障がい相談事業所向け研修

平成28年6月 関係機関新任職員向け研修

平成28年6月 民生児童委員心配ごと相談研修

平成 28 年 9 月 芦屋市社会福祉協議会理事会

平成 28 年 9 月 人権推進協議会

平成 28 年 10 月 権利擁護支援者養成研修

平成 28 年 11 月 芦屋市介護予防ケアマネジメント研修

2 近隣市との情報交換会等

平成 28 年 9 月 21 日 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

平成 28 年 11 月 28 日 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

3 職員研修

平成 28 年 6 月 自立相談支援事業従事者養成研修·前期(主催:全国社会福祉協議会)

平成28年6月 宋クリニック院内学習会(主催:宋クリニック)

平成 28 年 8 月 自立相談支援事業従事者養成研修・後期(主催:全国社会福祉協議会)

平成 29 年 2 月 平成 28 年度 兵庫県人材育成研修(主催:兵庫県)

平成 29 年 2 月 平成 28 年度 生活困窮者支援研修 (主催:兵庫県社会福祉士会)

平成 29 年 2 月 多重債務支援研修 (主催:近畿財務局)

平成 29 年 2 月 こども食堂フォーラム in 兵庫(主催:兵庫県社会福祉士会)

平成 29 年 3 月 多機関の協働による包括的相談支援体制全国推進セミナー(主催:全国社会福祉協議会)

4 <u>視察対応</u>

平成 29 年 3 月 40 代以上の対象者を含むひきこもり対応の実情 (KHJ 全国ひきこもり家族会連合会・ 愛知教育大学)

参考資料

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について,関係機関等が連携し,情報共有を行うとともに,支援に必要なネットワークを構築するため,芦屋市生活困 第者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
 - (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用,就労の場の開拓,社会参加の場づくり等に関すること。
 - (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
 - (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健, 医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会員は、会長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、 意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

平成28年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

区分	所属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学 教授	平野隆之
司法関係者	芦屋法律事務所 弁護士 (兵庫県弁護士会)	長城紀道
原はなが医療眼を 学	芦屋市医師会 理事	宮﨑 睦雄
保健及び医療関係者	兵庫県芦屋健康福祉事務所 地域保健専門員	萩原 殉子
商工,労働機関関係者	ハローワーク西宮 職業相談部門統括職業指導官	北村 孝一
向工,力则成制制成 有	阪神南障がい者 就業・生活支援センター長	藤川喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	権利擁護支援センター長	脇 朋美
芦屋市地域包括支援センター 関係者	精道高齢者生活支援センター長 (基幹的業務担当)	針山 大輔
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	障がい者基幹相談支援センター長	三谷 百香
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター長 アサガオ(若者相談センター)	杉江 東彦
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 主任	宮平 太
	芦屋市民生児童委員協議会 (朝日ケ丘ブロック長)	倉内 弘子
行政	福祉部長	寺本 慎児

平成28年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 「居場所づくりに関する専門部会」委員名簿

区分	所属	氏 名
商工,労働機関関係者	阪神南障がい者 就業・生活支援センター長	藤川 喜正
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター長 アサガオ(若者相談センター)	杉江 東彦
福祉団体関係者	芦屋市民生・児童委員協議会 (朝日ケ丘ブロック子育て応援団 隊長)	倉内 弘子
	芦屋市社会福祉協議会 主任	宮平太
市民	権利擁護支援者養成研修修了者	西村 京

オブザーバー

区分	所属	氏 名
子育て関係者	子育て推進課 係長	池田 聡子

生活困窮者自立支援関係事業受託機関担当者

所 属	担当	氏 名
芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)	主任相談支援員	三芳 学
社会福祉法人 三田谷治療教育院 (就労準備支援事業受託機関)	就労準備支援担当	和泉 陽子

事務局

所 属		氏 名
	課長	細井 洋海
	地域福祉係長	頭井 智世
地域福祉課	地域支援係長	浅野 理恵子
	トータルサポート係長	吉川 里香
	地域支援係課員	宮本 ちさと
生活援護課	課長	中西 勉

つながるあしや、福祉なんでも相談

「総合相談窓口」_{が充実します。} ひとりで悩まないでご相談ください

仕事をしたいけど 働けるか心配

仕事が長続きしない

仕事に関する相談

こんな悩みを 抱えていませんか?

家賃の安いところに移りたい

仕事をやめて 家賃が支払えない

住まいの相談

公共料金などを 支払えない

借金をなんとかしたい

お金に関する相談

生活が不安だけど、どこに相談したらいいのかな

将来が不安

くらしの相談

相談内容のQ&A

- Q1.誰でも相談できますか?
- A 1. 原則として、芦屋市在住で、生活に困窮している方、身近に相談できる人がいなくて、困っておられる方ならどなたでも相談できます。
- 02. 仕事のあっせんはしてくれますか?
- A2.窓口で仕事のあっせんはしていませんが、ハローワークや就労支援を行っている関係機関におつなぎします。

相談支援の流れ



自立に向けて 一緒に歩んで いきましょう! 悩みごとが 解決しました



4 継続的に支援を行います

3 支援プランに沿った支援を行います

2 一緒に支援プランを作成します

相談員がお困りごとをお聞きします

どんなことでも ご相談ください!



くらしの「困りごと」、仕事の「悩み」、 あなたの「不安」をまずはご相談ください。

自立相談支援事業

~あなたと一緒に支援プランを作成します~

支援員がお困りの内容をお聞きし、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。寄り添いながら、自立に向けた支援を継続的に行います。



住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、求職活動などをすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の 土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援 を行います。

就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が難しい方等に、有期限のプログラムに沿って、基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。

ご相談内容に応じて、他の制度利用等についても、各関係機関と連携して支援を行います。



お電話。タール。来所。訪問など、ご希望の方法で相談に応じます

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

- ●電 話: 0797-31-0681
- F A X: 0797-32-7529
- ●メ ル: kurashi@ashiya-shakyo.com
- ●場 所: 芦屋市保健福祉センター 1 階 総合相談窓口(芦屋市呉川町 1 4 番 9 号)
- ●相談日時: 午前9時~午後5時30分(土・日・祝日、年末年始を除く)

※本事業は、芦屋市社会福祉協議会が芦屋市より委託を受けて実施しています。 芦屋市福祉部地域福祉課 TEL:0797-38-2040 / FAX:0797-38-2160



秘密厳守

芦屋市保健福祉センター案内図



- ◆阪神芦屋駅から徒歩約13分
- ◆JR芦屋駅から徒歩約15分
- ◆阪急バスをご利用の場合 ①JR芦屋駅・阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅から芦屋浜営業所前経由新浜町行き巡回ルート31、32、35、36、131系統に乗車 《中央公園前》下車。北へ徒歩2分
 - ②阪急芦屋川駅・J R芦屋駅・阪神打出駅から中央公園前行き 63系統に乗車 《中央公園前》下車。北へ徒歩2分
 - ③JR芦屋駅南口から新浜町経由大東町行き巡回ルート50,59系統に乗車 若葉町経由芦屋浜営業所前行き巡回ルート24,27系統に乗車 《呉川町》下車。南へ徒歩1分

阪急バスの時刻表はホームページから http://bus.hankyu.co.jp/rosen9/ashiya.html

居場所に関連する事業等のリスト

事業名	阪神南障がい者就業・生活支援センター事業 在職者交流活動	打出いこいの場 まごのて
対象	障がいのある人	全市民
場所	木口会館の貸室	打出商店街内
日時	第4水曜日 午後5時30分~午後7時	月曜日〜金曜日 午前10時〜午後4時 (天候により閉所している場合あり)
周知方法		・まごのて情報 ・まごのてBlog
内容	・障がいのある人同士が、交流や意見交換を行う。 ・発達障がいのある人のグループと知的障がいのある人のグループがある。 ・グループでは、困ったことや、注意されたこと、失敗したことなどの近況を報告し、グループワークで次どうすればよいかを検討し、互いに解決策を出し合っている。 ・現在は10人ぐらいの参加者がいる。	・月・木曜日 午後1時~午後3時30分・・・みどり作業所のクッキー、雑巾販売・第2,4金曜日とお茶会の日・・・福祉なんでも相談・「成年後見制度と遺言書」「絵手紙」などの教室を実施・貸し会議室等として地域住民の利用可能・協力員を中心に運営し、社会福祉協議会が事務局を担っている。(平成23年に安心生活創造事業の取組の一環として開始された。)
現状や課題等	・参加者が固定されており、マンネリ化している。	・参加者は高齢者が多い。 ・お茶会には毎回20名程度が参加している。 ・協力員が常駐体制になっていないため、住民が通ってもだれもいないという日がある。 ・まごのてでは、協力員も利用者もどちらも求めている。 ・ひきこもりの方が開所の手伝いをするなどして、いろいろな人が関わることで、結果的に常に誰か人がいて、居場所になっていったらいいと思う。 ・いろいろな事業をまごのてで行うことで、色んな立場の人が自然と顔見知りの関係になり、ゆるい感じでつながっていくことが大切だと思う。
生活困窮者の利用について	・発達障がいのある人が、就労するにあたって抱えている課題(対人関係等)や働き始めに抱える悩みは、生活困窮者が抱えるものと共通点も多く、生活困窮者で、働き始めた方も参加できるのではないかと考えている。	・生活困窮者支援で関わっている方4名が協力員として登録され、軽作業や掲示板貼りなどの作業に取り組み始めた。 ・定期的にまごのての活動に参加することで、生活リズムも整ってきている。 ・まごのて協力員は聞き上手、ほめ上手であり、生活困窮者も気負いなく話ができており、また、人の役に立つ喜びを感じられている様子である。 ・掲示板貼りのために、壊れていた自転車を修理されるなど、社会参加への前向きな自発的な行動も確認されている。

グループセッション「ミント」	就労支援カフェCACHE-CACHE(カシューカシュ)
障がいのある18歳以上で,将来就労を目指されている人	就労継続支援B型の利用者(喫茶作業)/カフェの利用はどなたでも可能
主に木口記念会館	保健福祉センター1階
毎週木曜日(祝日を除く) 午後2時~3時30分	午前10時~午後4時(土・日・祝は休み)
・ひょうご発達障者害支援センタークローバー芦屋ブランチで相談者に案内 ・障がい者就業・生活支援センターにて案内	
第1・3週 障がい者就業・生活支援センターが担当 将来の就労にむけて、必要な知識やスキルを体系的な学習・練習を する。	
第2・4週 ひょうご発達障害者支援センタークローバーが担当 自己理解や対人関係スキル、ストレスマネジメントなど、自分らしく生 きるために必要な事柄の学習や検討をしている。	障がいのある人の就労支援の場としての喫茶室であり, 就労継続支援B型事業所「ライラック」の活動メニューの ひとつとして, 喫茶作業を行っている。
・参加が難しい人は見学のみも可。 ・集団のなかでの対象者の行動等をアセスメントする機会にもなっている。 ・働くことのイメージ作りができる。	
 ・一回あたり12~13人が参加している。 ・参加メンバーが固定化してきている。 ・長期利用者のステップアップを検討する必要がある。 	喫茶スペースが現在の使用方法以外に使用されていない。
・就労準備支援事業を利用されている人も利用し,はじめは見学のみであったが,プログラムに参加できるようになっており,事業の利用によりスキルアップができている。	・支援体制等を調整することで、 喫茶スペースでの生活 困窮者の就労体験を行うことが可能。

居場所に関連する事業等のリスト

	 T		T
事業名	若者相談窓口事業	キ・テ・ミ・ル・会	いきがいデイサービス
対象	芦屋市在住のおおむ	ね義務教育修了後から30代の方	高齢者(60歳以上)
場所	市立体育館・青少年センター3階	市立体育館・青少年センター3階	集会所等(地域によって異なる)
日時	毎週火曜日~土曜日(祝日·年末年始は休み) 午前10時~12時·午後1時~午後4時	第3金曜日 午後1時~2時30分	月に1回(地域によって異なる)
周知方法		・アサガオ利用者に案内	
内容	・不登校, ひきこもり等に関する 相談対応。 ・電話相談が中心となっている。	・相談員2名、SV1名体制で対応。 ・気軽に談話やレクリエーション活動を楽しみ相談につなげる活動。 ・茶話会ではテーマを設定せず、世間話を 気軽にしている。 ・今後SVによる箱庭の実施を検討中。	・閉じこもりがちな高齢者ができるだけ外に出て行けるような工夫をしている。 ・作業、体操等を実施している。 ・福祉推進委員・民生児童委員で構成される福祉委員会が実施している。
現状や課題等	・昨年度は延べ約320件の相談があった。 ・対象者は約30名。 ・家族による相談が多い。 ・家族が課題を抱えていることもあり、その場合、家族のもつ障がいや特性が影響していることが多い。	・1回あたり1,2名の方が参加されている。 ・役割意識を持って参加をしている方もいる。 ・事業を利用したことでひきこもり状態を解消し、高校卒業検定の修得した後に大学受験を行ったケースがある。	・高齢者であれば、杖や車いすを 使用している等により、外出に二 の足を踏まれる人もおられる。 ・声をかけることで、今まで参加さ れていなかった人が参加につな がることもある。
生活困窮者の利用について		・生活困窮者支援で関わっている人も利用している。	

お食事会・お茶会	小学校1~6年生の放課後の見守り
高齢者	小学生
集会所・幼稚園・小学校	小学校(現在3か所)
地域によって異なる。	放課後
・お話会・コーラス・お食事会・落語会 等	・主任児童委員、コミュニティ・スクール(コミスク)が中心になっている。 ・小学校内で見守り員として、様子を 見守っている。 ・教育委員会が所管でやっている。

平成 28 年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

氏 名	所 属
山岸 吉広	芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)
近藤 麻衣	
藤川喜正	社会福祉法人 三田谷治療教育院 (就労準備支援事業受託機関)
和泉 陽子	
細井 洋海	福祉部地域福祉課
鳥越 雅也	
永田 佳嗣	
吉川 里香	
宮本 ちさと	
片岡 睦美	

平成 28 年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

平成 30 年 2 月

発 行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2040

FAX 0797-38-2060

ホームページ http://www.city.ashiya.lg.jp/

編 集 芦屋市福祉部地域福祉課